

伏見天皇置文案（重要文化財）

後伏見天皇筆

一軸 縦 33.5 cm 横 47 cm  
鎌倉末期写

※「陽氣」2007年7月号より

置文

とは本人の死後に関して自らの意志を表明する証書で、今日の遺言状にある。

**鎌倉時代**、天皇家では後嵯

峨法皇の子、後深草と亀山の間で皇位継承をめぐり争いが起つた。幕府の命で亀山天

皇が即位し、続いてその子後宇多も天皇についた。しかし、

執権北条時宗が介入し後深草の子、伏見を即位させたことで皇位継承争いに発展した。

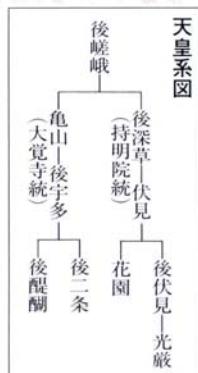
この争いから後深草・伏見系統の持明院統と亀山・後宇多系統の大覺寺統に分裂。当初、交互に天皇に即位する取り決めを作つたが、この約束も守られず、両統は激しく争

い、その後南北朝時代といわれる対立が明徳三年（一三九二）まで半世紀以上続き、皇統は持明院統となつて現在に及んでいる。

掲出資料は正安三年（一三九〇）九月一日に伏見上皇（一三九〇—一四一〇）が記した

二六五（一三一七）が記したもの。

伏見天皇は第一皇子（後伏見）を即位させたが、わずか三年で退位。次期天皇に大覺



寺統から後二条が即位した。伏見上皇は後の皇位を大覺寺等が継承するのを封ずるため、後伏見の弟富仁親王の立太子に成功した。めまぐるしく変動する政治情勢を背景に認められたのがこの置文である。

内容は、後伏見に皇子が出生した場合、この直系が皇位を継ぐべきであると申し置いたものとなつてゐる。

ここに書かれた伏見天皇の意図は、後に光厳天皇の即位によつて達せられることとなる。皇位継承に関する宸翰（天皇直筆の文書）として注目される資料である。

（天理図書館 中村廸也）

天理図書館のお知らせ Tel:0743-63-9200 http://www.tcl.gr.jp/

平日(午前9時～午後5時半) 土・日・祝(午前9時～午後4時半)

ただし7月16日および31日は休み

(本欄にて紹介した名品の閲覧については係へお尋ねください)